# 忠岡町環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定支援業務
# 仕様書

本仕様書は、忠岡町（以下、「本町」という。）が行う「忠岡町環境基本計画及び忠岡町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定支援業務」（以下、「本業務」という。）に係る基本事項について定めるものである。

## １．業務名称

忠岡町環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定支援業務

## ２．業務の目的

本業務は、本町の地域特性を踏まえ、地域課題解決につながるような再生可能エネルギーの導入目標及び施策の方向性を定めるとともに、2050 年脱炭素社会の実現に向けて、目標達成に向けた具体的なビジョンとして、「忠岡町環境基本計画」（以下、「基本計画」という。）及び「忠岡町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下、「区域施策編」という。）を策定することを目的とする。なお、区域施策編については、基本計画に包含して策定するものとする。

## ３．履行期間

契約締結日から令和８年１月 16 日

## ４．業務の内容

【基本計画策定】

（１）計画準備

業務着手後速やかに業務の実施に際し必要な計画及び準備等を行い、業務計画書を作成するものとする。

（２）　環境基礎調査

基本計画の策定の背景や目的、対象範囲、計画の期間、基準年度の設定、関連計画との位置付けについて整理・検討する。その際、以下２項目は整理の上、整合をはかること。

① 環境を取り巻く社会情勢の整理

本町及び国内外において、新たに対応すべき環境分野に係る社会的背景や動向等を把握、整理する。

② 関連計画の整理

本町の関連計画より、温室効果ガスの削減や再生可能エネルギーの導入に関連する施策の整理・分類を行う。

（３）地域の現況評価と課題の抽出

本町を中心とする地域における自然的条件、社会的条件、経済的条件等の環境資源、エネルギー資源に関する資料や情報等の収集を行うとともに、各種資料に基づいて町域の環境特性、

エネルギー特性の把握・分析を行う。なお、生活環境の現況については本町の保有する調査結果だけでなく、国、大阪府及び他市における調査結果等も踏まえて情報を整理するとともに、本業務において実施する「（７）大気ダイオキシン類の調査・分析」の結果についても集約して整理すること。

また、それらの検討結果を踏まえて、本町における環境保全、地球温暖化等に関する課題を抽出・整理する。

（４）将来像と基本目標の設定

本町における目指すべき将来像と、その実現に向けた基本目標を検討する。

（５）施策の検討

基本目標の達成に向けた施策の方向を基本施策として設定し、体系的に施策を検討する。

施策の検討にあたっては、その特性やこれまでの施策、最新の知見等を踏まえ、町民・事業者・行政の各主体の取り組みについても併せて検討する。

（６）環境配慮指針（主体別・事業別・圏域別）の検討

環境に配慮した行動に取り組んでいくための環境配慮指針を、主体別・事業別・圏域別それぞれについて検討を行う。

（７）大気ダイオキシン類の調査・分析

別紙「大気ダイオキシン類の調査・分析に係る特記仕様」に基づいて調査・分析を行う。

（８）忠岡町環境白書の策定

「（３）地域の現況評価と課題の抽出」において整理した定量的データについて、情報公開に供するため、毎年度の更新を前提とした別冊の資料編（忠岡町環境白書）として取りまとめる。

【区域施策編策定】

（１）計画準備

業務着手後速やかに業務の実施に際し必要な計画及び準備等を行い、業務計画書を作成するものとする。

（２）基本的事項の整理・検討

実行計画の策定の背景や目的、対象範囲、計画の期間、基準年度の設定、上位計画や関連計画との位置付けについて整理・検討する。その際、以下２項目は整理の上、整合をはかること。

①　国等の政策動向の整理

近年の SDGs 等の世界的潮流を踏まえて、地域が抱える複数の課題を同時解決に導く地域循環共生圏の形成につながる再生可能エネルギーの利用促進や、2050 年ゼロカーボンに向けた施策方針などについて、国や府の動向の整理を行う。

②　上位・関連計画の整理

本町の上位・関連計画より、温室効果ガスの削減や再生可能エネルギーの導入に関連する施策の整理・分類を行う。

（３）自然的・経済的・社会的条件の整理にかかる基礎資料の収集・整理

本町の自然的・経済的・社会的条件を把握するための基礎資料の収集・整理を行う。

収集・整理する項目は次の内容を基本とし、必要に応じて項目を追加するものとする。

・自然条件：地勢概要、気象、植生等

・経済的条件：事業所・就業者数の状況、各産業の動向等

・社会的条件：人口、土地利用、地域交通（公共交通を含む）、文化財・景観等

（４）地域の温室効果ガス排出量の把握及び将来推計

① 地域の温室効果ガス排出量の把握

地域の温室効果ガス排出量の現状について調査し、本町の地理的な行政区域内の排出量のうち、把握可能な部門・分野における排出量を推計する。

推計手法については、受託者の提案に基づき本町担当課と検討の上決定することとするが、本町の地域特性に合わせた推計手法を提案すること。

② 温室効果ガス排出量の将来推計

地域の特性や温室効果ガスの排出状況を踏まえ、2030 年、2050 年における温室効果ガスの排出量の推移を推計する。

その際は、原則複数パターンで推計するものとする。なお、必ず、「地方公共団体実行計画（区域施策編） 策定・実施マニュアル（算定手法編）」における「現状趨勢（BAU）ケース」を含む 2 つ以上のパターンを提案すること。

（５）再生可能エネルギーポテンシャルの推計

再生可能エネルギー全般にわたる導入ポテンシャルの把握にあたり、賦存量と利用可能量に関する調査を行う。賦存量と利用可能量は、再生可能エネルギーの種類ごとに整理する。

（６）アンケート調査及びヒアリング調査の実施及び分析

上記（４）から（５）の調査の一環として、住民、事業者を対象に、アンケート調査及びヒアリング調査を実施する。実施にあたっては、郵送以外での方法（WEB や SNS 等）を積極的に活用し、回答率の向上に努めることとする。また、調査後においては、集計・分析を行い、調査結果を本業務の基礎資料とするとともに計画に反映するものとする。

アンケート調査及びヒアリング調査における受託者の役割は、以下のとおりとする。

・調査票の作成

・アンケートフォーム等の作成

・送付先の抽出・選定

※実施にあたり必要な資料については、本町より提供する。

・調査票の印刷・封入・発送・回収（返送先）

・回答の分析・計画への反映

（７）地域特性・課題の分析

上記（２）から（６）の結果をもとに、地域特性・課題の分析を行う。

（８）2050 年度カーボンニュートラルの達成に向けた将来像の検討

上記（２）から（７）の結果を踏まえ、2050 年のカーボンニュートラルという目標を達成し

た状態として、本町の将来像を描く。将来像は、カーボンニュートラルだけでなく地域課題の同時解決を図るよう、社会経済や脱炭素対策に関連する項目を定性的に描く。

（９）温室効果ガス排出量削減目標の設定と、目標を踏まえた地域の再生可能エネルギー導入目標の策定

上記将来像を踏まえて、2030 年、2050 年における温室効果ガス排出量の削減目標を設定する。また、その目標と、地域の再生可能エネルギーの導入ポテンシャルを踏まえ、再生可能エネルギーの導入目標を再生可能エネルギーの種別ごとに設定する。

(10) 目標達成に向けた施策の検討及び調査

再生可能エネルギーの導入目標及び温室効果ガス排出量削減目標の実現と、地域課題の解決の同時達成を実現するため、目標達成に向けた施策の検討を行うとともに、公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査を併せて行う。

(11) 計画の推進方法の検討

施策の評価方法、推進体制、スケジュールを検討する。

【共通事項】

（１）計画書素案の作成

前項までの結果をとりまとめ、区域施策編を内包した基本計画及び基本計画概要版、基本計画資料編として忠岡町環境白書の素案を、それぞれ作成する。

（２）パブリックコメントの実施支援

パブリックコメントにおいて公表するための関連資料の作成を支援する。

また、寄せられた町民からの意見をとりまとめ、回答案を作成する。

（３）計画書（最終案）の作成

各種会議やパブリックコメントの手続きを経て、基本計画及び基本計画概要版、忠岡町環境白書の最終案を、それぞれ作成する。

なお、計画書及び概要版には、写真・イラスト・図表を適切に配置し、読みやすくデザイン性に優れたものとし、本計画に合致する副題、コラムを挿入すること。

（４）業務報告書のとりまとめ

本業務の検討結果を業務報告書としてとりまとめる。

（５）会議等開催支援

本町では、本業務実施に当たり、本計画の策定に向けた意見交換と、計画策定以降の円滑な事業推進を目的とし、地域内のステークホルダーを含む体制として「忠岡町環境保全審議会」を 3 回程度開催する予定である。

受託者は全会出席するとともに、計画策定に係る資料の作成、助言、議事録のとりまとめを行うこと。

（６）打合せ協議

打合せ協議は必要に応じて適宜実施する。打合せにあたり、受注者は資料を準備するとともに、次回の打合せまでに議事要旨を作成し、発注者に提出すること。

## ５．成果品

本業務の成果品は、以下のとおりとする。

| 項番 | 成果品 | 数量 | サイズ等 |
|---|---|---|---|
| 1 | 忠岡町環境基本計画素案【本編】 | 1 部 | A4 判 |
| 2 | 忠岡町環境基本計画素案【概要版】 | 1 部 | A3 判 2 ページ程度 |
| 3 | 忠岡町環境白書素案 | 1 部 | A4 判 |
| 4 | 忠岡町環境基本計画【本編】 | 20 部 | A4 判 |
| 5 | 忠岡町環境基本計画【概要版】 | 20 部 | A3 判 2 ページ程度 |
| 6 | 忠岡町環境白書 | 20 部 | A4 判 |
| 7 | 打合せ資料及び議事録 | 各 1 部 | A4 判 |
| 8 | 業務報告書 | 1 部 | A4 判 |
| 9 | 1～8 の電子データ | 1 式 | CD-R |

## ６．その他

（１）受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、仕様に基づいた計画を作成し、委託者と打ち合わせを行い、誠意をもって業務を遂行するものとする。

（２）受注者は、改正個人情報保護法を遵守し、本町が提供する業務に必要な情報資産の管理に万全を期すとともに、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

（３）受注者は、本業務の遂行において本町から資料の貸与を受ける必要がある場合は、本町と協議のうえ貸与を受けること。なお、貸与を受けた場合は、業務終了後速やかに資料を返却すること。また、貸与を受けた資料を汚損等させた場合は、受注者の責任において復旧すること。

（４）本業務の実施に関し、仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、その都度本町と協議を行い決定すること。

（５）本業務は、環境省補助事業である「令和６年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業（第１号事業の１）」を活用した業務であるため、当該補助事業の主旨を理解した上で、上記補助金の交付規定等を遵守し業務を実施することとする。

（別紙）

# 大気ダイオキシン類の調査・分析に係る特記仕様

## １．調査地点

以下のとおり。ただし、本業務の趣旨を鑑みた上で他に優れた調査地点が存在する場合は、提案を行い発注者と協議を行うものとする。

| 地点No. | 地点名 | 調査場所 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| ① | 東地区 | 忠岡町役場<br>（忠岡町忠岡東１丁目34番１号） | 二重測定実施 |
| ② | 西地区 | 忠岡町文化会館<br>（忠岡南１丁目18番17号） | |

## ２．調査日

各地点とも夏期１回冬期１回の計２回調査を行うものとし、試料採取予定日については天候等を鑑みて発注者と協議を行い決定すること。

## ３．測定対象物質

ポリ塩化ジベンゾ-p-ジオキシン（PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニル（co-PCB)

## ４．採取・分析方法及び結果の記載方法

1)「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」(令和４年３月　環境省　水・大気環境局　総務課　大気環境課）及び「ダイオキシン類対策特別措置法第二六条の規定に基づく大気のダイオキシン類による汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について」(平成13年５月21日公布、令和４年３月31日一部改正）に示された方法とする。なお、上記マニュアル等の改訂があった場合にはそれによること。

2）サンプリングは、原則として各測定場所の屋上で行うものとする。

3）試料採取口の地上からの高さ（0.1m単位）を把握しておくこと。

4）調査地点が住宅地となる場合は、騒音などによる民家への影響を防ぐため、サンプリング機器の位置や低騒音型機器の設置等、対策を講じること。

5）試料採取は、100Ｌ/min程度の中流量で７日間の連続採取を行うこと。

6）測定値の信頼を確保するため、トラベルブランク（3 試料以上)、二重測定、その他マニュアルに示された精度管理を実施すること。

7）国において測定方法、毒性等価係数等の変更があった場合は、最新の測定方法、毒性等価係数等により調査を実施すること。

## ５．報告

1）調査結果の速報値を、各回調査終了後１ヶ月程度で報告すること（報告書１部)。

2）欠測扱いとなる値及び環境基準を超過した値が出た場合は直ちに報告すること。

3）年度報告書は２部作成し、契約期間内に提出すること。

4)年度報告書のデータ及び結果を入力した国報告様式をCDもしくはDVDに記録して提出すること。なお、計量証明書等の複製できない部分以外は、PDF 以外の編集可能なファイル形式を併せて提出することとし、様式等は別途指示する。

## ６．その他

1）調査に必要な器具の運搬、設置、撤去は受注者の責任において行うこと。

2）その他、本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上定めるものとする。